

町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

町田市介護保険給付費準備基金条例（平成12年3月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「歳計剰余金」の次に「の額及び介護保険法附則第10条第2項の規定により町田市に交付される額」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

町田市介護保険給付費準備基金条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(積立額) 第 2 条 基金として積み立てる額は、町田市介護保険事業特別会計において生じた歳計剰余金の額及び介護保険法附則第 10 条第 2 項の規定により町田市に交付される額に相当する額とし、毎年度町田市介護保険事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。	(積立額) 第 2 条 基金として積み立てる額は、町田市介護保険事業特別会計において生じた歳計剰余金に相当する額とし、毎年度町田市介護保険事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

